

業務指示書

ブータン国全国総合開発計画2030策定プロジェクト

第1 指示書の適用

本指示書は独立行政法人国際協力機構（JICA）が実施する標記業務のうち、民間コンサルタント等（以下「コンサルタント」という。）に実施を委託する業務に関する内容を示すものです。コンサルタントは、この業務指示書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係るプロポーザル等を機構に提出するものとします。

なお、本指示書の第2「業務の目的・内容に関する事項」、第3「業務実施上の条件」は、この内容に基づき、コンサルタントがその一部を補足又は改善し、プロポーザルを提出することを妨げるものではありません。

本指示書に係る質問期限：2016年11月4日 12時まで

問合せ先：調達部 契約第一課 實川 真理子 Jitsukawa.Mariko@jica.go.jp

質問に対する回答：2016年11月9日までに機構ホームページ上に行います。

第2 業務の目的・内容に関する事項———別紙のとおり

第3 業務実施上の条件———別紙のとおり

第4 競争上の条件

1 競争参加資格要件

(1) 以下のいずれかに該当する者は、JICA契約事務取扱細則（平成15年細則（調）第8号）第4条に基づき、競争参加資格を認めません。また、共同企業体の構成員や入札の代理人となること、契約の下請負人（補強を含む。）となることも認めません。プロポーザル提出時に何らかの文書の提出を求めるものではありませんが、必要に応じ、契約交渉の際に確認させて頂きます。

1) 破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない者

具体的には、会社更正法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）の適用の申し立てを行い、更生計画又は再生計画が発効していない法人をいいます。

2) 「独立行政法人国際協力機構反社会的勢力への対応に関する規程」（平成24年規程（総）第25号）第2条第1項の各号に掲げる者

具体的には、反社会的勢力、暴力団、暴力団員、暴力団員等、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等を指します。

3) 「独立行政法人国際協力機構契約競争参加資格停止措置規程」（平成20年規程（調）第42号）に基づく契約競争参加資格停止措置を受けている者

具体的には、以下のとおり取り扱います。

① 競争開始日（プロポーザル等の提出締切日）に措置期間中である場合、競争への参加を認めない。

② 競争開始日（プロポーザル等の提出締切日）の翌日以降から、契約相手確定日（契約交渉順位決定日）までに措置が開始される場合、競争から排除する。

③ 契約相手確定日（契約交渉順位決定日）の翌日以降に措置が開始される場合、競争から排除しない。

④ 競争開始日（プロポーザル等の提出締切日）以前に措置が終了している場合、競争への参加を認める。

(2) JICA契約事務取扱細則第5条に基づき、以下の資格要件を追加して定めます。共同企業体の構成員についても、以下の資格要件を求めます。

1) 全省庁統一資格

平成28・29・30年度全省庁統一資格を有すること。同資格を有していない場合は機構の「簡易審査」を受けていること。

「競争参加者資格審査」の詳細については、当機構ホームページ「調達情報」>「競争参加資格」(<http://www.jica.go.jp/announce/screening/index.html>)を参照のこと。

2) 日本登記法人

取引の安全性を確保するため、競争参加資格要件として、日本国における登記法人であることを求めていきます。しかしながら、独立行政法人国際協力機構法（平成14年法律第136号）第13条第1項第8号及び9号に基づき実施される業務であって、かつ、登記法人であることを求めることにより競争が著しく制限される等の可能性がある場合、これを求めない場合があります。

(各項目の()に○を付したものが、今回の指示内容です。)

(○) 日本国で施行されている法令に基づき登記されている法人（以下「本邦登記法人」という。）
であること。

() 法人格を有すること（本邦登記法人であることを求めない。ただし、本邦登記法人でない場合には、契約交渉に際し、本邦外における登記簿写しの提出を求めることができます）。

3) 利益相反の排除

利益相反を排除するため、本件業務のTOR (Terms of Reference) を実質的に作成する業務を先に行つた者、各種評価・調査業務を行う場合であって当該業務の対象となる業務を行つた者、及びその他先に行われた業務等との関連で利益相反が生じると判断される者については、競争への参加を認めません。また、共同企業体の構成員や入札の代理人となること、契約の下請負人（補強を含む。）となることも認めません。

(各項目の()に○を付したものが、今回の指示内容です。)

() 以下の者については、競争への参加を認めません。

2 共同企業体の結成の可否

業務の規模が大きく、一社単独では望ましいレベルの業務従事者を確保することが困難であるか、又は業務の内容が広範にわたるため、業種又は分野ごと得意な社同士で共同企業体を結成することが望ましい案件について、競争を促進するために、必要最低限の範囲で共同企業体の結成を認める場合があります。

(各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

() 認めません。

() 認めます。

(○) 認めます。ただし業務主任者（総括）は、共同企業体の代表者の者とします。

() 者までの共同企業体の結成を認めます。ただし、業務主任者（総括）は、共同企業体の代表者の者とします。

注1) 資格停止期間中のコンサルタントは、構成員になれません。

注2) 共同企業体の結成にあたっては、結成届をプロポーザルに添付してください。

注3) 共同企業体構成員との再委託契約は認めません。

3 補強の可否

自社の経営者若しくは自社と雇用関係にある（原則、当該技術者の雇用保険や健康保険の事業主負担を行っている法人と当該技術者との関係をいう。複数の法人と雇用関係にある技術者の場合、主たる賃金を受ける雇用関係があるものをいう。）技術者を「専任の技術者」と称します。また、専任の技術者以外の業務従事者を「補強」と称します。

補強については、全業務従事者の4分の3までを目途として、配置を認めます。ただし、受注者が共同企業体である場合、共同企業体の代表者及び構成員ごとの業務従事者数の2分の1までを目途とします。
なお、業務主任者については、補強の配置を制限する場合があります。

(各項目の()に○を付したものが、今回の指示内容です。)

(○) 業務主任者（総括）については補強を認めません。

() 業務主任者（総括）については補強を認めます。

注1) 共同企業体を結成する場合、その代表者または構成員となる社は他社の補強になることは認めません。

注2) 複数の社が同一の者を補強することは、これを妨げません。

注3) 業務管理グループ（第5の3参照）では、制度の主旨から補強を認めていないため、業務主任者が補強の場合には、副業務主任者（副総括）の配置が認められません。

注4) 評価対象業務従事者の補強にあたっては、同意書をプロポーザルに添付してください。

評価対象外業務従事者については、契約交渉時若しくは補強を確定する際に同意書を提出してください。

注5) 補強として参加している社との再委託契約は認めません。

注6) 通訳団員については、補強を認めます。

4 外国籍人材の活用

(各項目の()に○を付したものが、今回の指示内容です。)

() 外国籍人材の活用を認めます。

(○) 業務主任者を除き、外国籍人材の活用を認めます。ただし、当該業務全体の業務従事者数及び業務従事人月のそれぞれ2分の1を超えない範囲において認めます。

() 業務主任者を除き、外国籍人材の活用を認めます。ただし、当該業務全体の業務従事者数及び業務従事人月のそれぞれ4分の1を超えない範囲において認めます。

注) 外国籍人材とは以下に該当する人材とします。

・プロポーザルを提出する法人に在籍する外国籍の人材で、常用の雇用関係を有するもの又は嘱託契約を締結しているもの

・プロポーザルを提出する法人の外部からの補強として当該業務に従事させる外国籍の人材。

第5 プロポーザルに記載されるべき事項

1 コンサルタントの経験、能力等

(1) 類似業務の経験

(2) 業務実施上のバックアップ体制等

(3) その他参考となる情報

注) 類似業務：地域開発計画マスタープラン調査

2 業務の実施方針等

(1) 業務実施の基本方針等

(2) 業務実施の方法

(3) 作業計画

(4) 要員計画

(5) 業務従事者毎の分担業務内容

(6) 現地業務に必要な資機材

(7) 実施設計・施工監理体制（無償資金協力を想定した協力準備調査の場合のみ）

(8) その他

注1) (1)と(2)を併せた記載分量は、40ページ以下としてください。

注2) (4)要員計画について、評価対象外業務従事者の氏名及び所属先の記載は不要とし、契約交渉時、又は遅くとも各業務従事者の作業開始時期までに双方で打合簿により確定します。なお、評価対象外業務従事者についての補強や外国籍人材の活用等については、契約交渉時、もしくは業務実施過程において、業務指示書で定める制限が遵守されていることを確認します。

3 業務従事予定者の経験、能力等

業務にかかる総括責任者として、業務主任者（総括）を業務従事者の中から指名してください。なお、業務主任者に代えて、業務主任者と副業務主任者（副総括）を業務管理グループとして配置することを認める場合があります。

(1) 業務管理グループ

業務主任者と副業務主任者の配置計画を併せて業務管理グループを提案する場合、その配置の考え方、両者の役割分担等の考え方等について記載願います

（各項目の（ ）に○を付したものが、指示内容です。）

（ ）業務管理グループ（副業務主任者の配置）を認めない。

（○）業務管理グループ（副業務主任者の配置）を認める（ただし、副業務主任者を補強することは認めない）。副業務主任者は1名を上限とする。

注) 業務管理グループを認める全案件（業務指示書にて総括を1号以上としている案件を除く）においては、業務管理グループとしてシニア（46歳以上）と若手（35～45歳）が組んで応募する場合、3点の加点を行います。（「第9 プロポーザルの評価」参照）。

(2) 評価対象業務従事者の経験、能力等

【業務主任者（総括／国土開発計画①）】

（業務管理グループにおける副業務主任者（副総括）も同様の項目）

1) 類似業務の経験：地域開発計画

2) 対象国又は同類似地域：ブータン 及び全途上国での業務の経験

3) 語学力（語学は認定書（写）を添付）：英語

4) 業務主任者等としての経験

5) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）

6) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

【業務従事者：担当分野 社会調査分析】

1) 類似業務の経験：社会調査における統計分析

2) 対象国又は同類似地域：ブータン 及び全世界での業務の経験

3) 語学力（語学は認定書（写）を添付）：英語

4) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）

5) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

【業務従事者：担当分野 農村開発計画/過疎対策】

- 1) 類似業務の経験：地方振興
- 2) 対象国又は同類似地域：評価せず
- 3) 語学力：語学評価せず
- 4) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）
- 5) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

第6 競争参加資格要件の確認及びプロポーザルの提出手続き

1 競争参加資格要件の確認

競争参加資格要件のうち、全省庁統一資格については、当機構ホームページ「調達情報」>「競争参加資格」(<http://www.jica.go.jp/announce/screening/index.html>)に示す資格確認手続きを行った上で通知される「整理番号」をプロポーザルに記載して頂くことにより、確認します。
その他の資格要件については、必要に応じ、契約交渉に際し、確認します。

2 プロポーザルの提出期限、提出場所等

(1) 提出期限：2016年11月18日 12時

(2) 提出方法：郵送又は持参（郵送の場合は、上記提出期限までに到着するものに限ります。）

(3) 提出先・場所：

・郵送の場合

〒102-8012

東京都千代田区二番町5番地25 二番町センタービル

独立行政法人国際協力機構 調達部

・持参の場合

二番町センタービル1階調達部受付（調達カウンター）

(4) 提出書類：プロポーザル 正1部 写 5部

見積書 正1部 写 1部（次項第7参照）

注）郵送の場合、「各種書類受領書」の提出は不要です。

3 プロポーザルの無効

次の各号のいずれかに該当するプロポーザルは無効とします。

- (1) 提出期限後にプロポーザルが提出されたとき
- (2) 提出されたプロポーザルに記名・押印がないとき
- (3) 同一提案者から2通以上のプロポーザルが提出されたとき
- (4) 競争参加資格要件を満たさない者がプロポーザルを提出したとき
- (5) 既に受注している案件、契約交渉中の案件及び選定結果未通知の案件と業務期間が重なって同一の業務従事者の配置が計画されているとき
- (6) 虚偽の内容が記載されているとき
- (7) 前各号に掲げるほか、本業務指示書又は参考すべきガイドライン等に違反したとき

第7 見積価格及び内訳書

本件業務を実施するのに必要な経費の見積り及びその内訳書正1部と写1部を密封して、プロポーザルとともに提出してください。見積書の作成に当たっては「コンサルタント等契約における見積書作成ガイドライン」を参照してください。

(URL：<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>)

(各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

- () 契約全体が複数の契約期間に分かれるため、各期間分及び全体分の見積りをそれぞれに作成してください。
() 航空運賃については、安全対策上等の必要性に基づき、ZONE-PEX運賃（エコノミークラス）又は正規割引運賃（ビジネスクラス）ではなく、認められるクラスの普通運賃を上限として見積もることを認めます。

なお、見積のうち下記については、別見積としてください。

- (1) 旅費（航空賃）
(2) 旅費（その他：戦争特約保険料）
(3) 一般業務費のうち安全対策経費に分類されるもの
(4) その他（以下に記載の経費）

パブリックコンサルテーションに係る再委託費

注) 外貨交換レートは以下のレートを使用して見積もってください。

(BTN1 = 1.514 円 , US\$1 = 100.606 円 , EUR1 = 112.785 円)

第8 プрезентーション

プロポーザルを評価する上で、より効果的かつ適切な評価を行うために、業務主任者等から業務の実施方針等についてプレゼンテーションを求める場合があります。

(各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

(○) プrezentationは実施しません。

- () プロポーザル評価の一環として、以下の要領でプレゼンテーションを行っていただきます。その際、
() 業務主任者がプレゼンテーションを行ってください。ただし、業務主任者以外に1名の出席を認めます。
() 業務主任者又は副業務主任者、若しくは両者が共同してプレゼンテーションを行ってください。
なお、業務主任者又は副業務主任者のみがプレゼンテーションを行う場合は、業務主任者又は副業務主任者以外に1名の出席を認めます。

(1) 実施時期：～

(各社の時間は、プロポーザル提出後、別途指示します。)

(2) 実施場所：JICA本部（麹町） 会議室

(3) 実施方法：

- 1) 一社あたり最大、プレゼンテーション10分、質疑応答15分とします。
2) プロジェクタ等機材を使用する場合は、コンサルタント等が準備するものとし、プロポーザル提出時、使用機材リストを調達部契約第一課・第二課まで報告するものとします。

機材の設置に係る時間は、上記1) の「プレゼンテーション10分」に含まれます。

(以下、各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

() 上記(2)の実施場所以外からの出席を認めません。

- () 海外在住・出張等で当JICAへ来訪できない場合、下記の何れかの方法により上記(2)の実施場所以外からの出席を認めます。その際、a) 電話会議による出席を最優先としてください。
実施日時は上記(1)で指定された日時です。

a) 電話会議

通常の電話のスピーカー・オン機能による音声のみのプレゼンテーションを認めます。コンサルタント等からJICAが指定する電話番号に指定した日時に電話をしてください。通話にかかる費用は、通話にかかる費用は、コンサルタント等の負担とします。

b) Web会議システム (<http://jica.webex.com/>)

インターネット回線を用いてJICAが提供するWeb会議システムに接続します。接続先のURLや接続に係る初期設定については、調達部契約第一課・第二課より連絡します。

注) Skype等のIP通信サービスは利用できません。

c) テレビ会議システム

ISDN回線を用いてコンサルタント等からJICA-Netに接続します。テレビ会議システムの準備はコンサルタント等が行うものとし、接続にかかる費用は、コンサルタント等の負担とします。

プロポーザル提出時に、接続先等（接続先名、ISDN番号、使用機器のメーカー名・銘柄、担当者のアドレス・電話番号）を調達部契約第一課・第二課まで報告するものとします。

注) JICA在外事務所のJICA-Netを使用しての出席は認めません。ただしJICA在外事務所主管案件の場合は、当該主管事務所からの出席を認めます。

第9 プロポーザルの評価

1 プロポーザルの評価基準

提出されたプロポーザルは、別紙の「プロポーザル評価表」に示す評価項目及びその配点に基づき評価（技術評価）を行います。評価の具体的な基準や評価に当たっての視点については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン（2016年7月）」の別添資料1「プロポーザル評価の基準」及び別添資料2「コンサルタント等契約におけるプロポーザル評価の視点」を参照してください。

プロポーザル評価表の「3. 業務従事予定者の経験・能力」において評価対象となる業務従事者とその想定される業務従事人月数は以下のとおりです。

1) 評価対象とする業務従事者の担当分野

総括／国土開発計画①

社会調査分析

農村開発計画/過疎対策

2) 評価対象とする業務従事者の予定人月数

19.16 M/M

技術評価の点が70点未満の評価となった場合は、失格となります。

なお、評価の確定に際しては、技術評価で70点以上の評価を得たプロポーザルを対象に、以下の2点について、加点・斟酌されますので、ご留意ください。

(1) 若手育成加点

業務管理グループを認める全案件（業務指示書にて総括を1号以上としている案件を除く。）においては、業務管理グループとしてシニア（46歳以上）と若手（35～45歳）が組んで応募する場合（どちらが総括でも可）、一律3点の加点（若手育成加点）を行います。なお、45歳以下でも上位格付認定により1号以上となる場合は「シニア」とみなし、「若手」と組んだ場合は加点対象とします。（年齢は当該年度（公示日の属する年度。再公示の場合は再公示日の属する年度。）4月1日時点での満年齢とします。）若手加点制度の詳細については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン（2016年7月）」の別添資料3「業務管理グループ制度と若手育成加点」を参照ください。

(2) 價格点

技術評価及び若手育成加点の結果、各プロポーザル提出者の評価点について第1順位と第2順位以下との差が僅少である場合に限り、第7により提出された見積価格を加味して交渉順位を決定します。

具体的には、技術評価点及び若手育成加点の合計の差が第1位の者の点数の2.5%以内であれば、見積価格が最も低い者に価格点として最大2.5点を加点し、その他の者に最低見積価格との差に応じた価格点を加点します。価格点の詳細については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン（2016年7月）」の別添資料4「価格点の算出方法」を参照ください。

2 評価結果の通知

提出されたプロポーザルはJICAで評価・選考の上、2016年12月5日(月)までに評価を確定し、各プロポーザル提出者に契約交渉順位を通知します。

3 評価結果の公表

評価結果については、以下の項目を当機構ホームページに公開することとします。

(1) プロポーザルの提出者名

契約交渉順第1位の者の名称のみを公開し、第2位以下の者の名称は非公開とする。

(2) プロポーザルの提出者の評価点

以下の評価項目別小計及び合計点を公表する。基準点に達しないものについては、「基準下」とのみ記載する。

①コンサルタント等の法人としての経験・能力

②業務の実施方針等

③業務従事予定者の経験・能力

④若手育成加点*

⑤価格点*

*④、⑤は該当する場合のみ

第10 その他

1 配布・貸与資料

JICAが配布・貸与した資料は、本件業務のプロポーザルを作成するためのみに使用することとし、複写又は他の目的のために転用等使用しないでください。

2 プロポーザルの報酬

プロポーザル及び見積書の作成、提出に対しては、報酬を支払いません。

3 プロポーザルの目的外不使用

プロポーザル及び見積書は、本件業務の契約交渉順位を決定し、また、契約交渉を行う目的以外に使用しません。

4 プロポーザルの返却

不採用となったプロポーザル（正）及び見積書（正）は、各プロポーザル提出者の要望があれば返却しますので選定結果通知後2週間以内に受け取りに来て下さい。また、不採用となったプロポーザルで提案された計画、手法は無断で使用しません。

5 虚偽のプロポーザル

プロポーザルに虚偽の記載をした場合には、プロポーザルを無効とするとともに、虚偽の記載をしたプロポーザル提出者に対して資格停止措置を行うことがあります。

6 プロポーザルの作成に当たっての資料

プロポーザルの作成にあたっての参考情報は以下のとおりです。

(1) 「プロポーザル作成ガイドライン」：

当機構ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式>>調達ガイドライン コンサルタント等の調達 >コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」

(URL: http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal_201211.html)

(ハードコピーでの販売・配布は行っておりません)。

(2) 業務実施契約に係る様式：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式>様式 コンサルタント等の調達 業務実施契約」

(URL: http://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/index_since_201404.html)

(3) 規程 :

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式>規程」

(URL : <http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/common/index.html>)

(4) 調達ガイドライン（コンサルタント等契約）：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式>調達ガイドライン コンサルタント等の調達」

(URL: <http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/index.html>)

7 密接な関係にあると考えられる法人との契約に関する情報公開について

契約先に関する以下の情報をJICAホームページ上で以下のとおり公表することとしますので、本内容に同意の上で、プロポーザルの提出及び契約の締結を行っていただきますようご理解をお願いいたします。なお、案件へのプロポーザルの提出及び契約の締結をもって、本件公表に同意されたものとみなさせていただきます。

(1) 公表の対象となる契約相手方取引先（共同企業体を結成する場合は共同企業体の構成員を含む。）次のいずれにも該当する契約相手方を対象とします。

ア. 当該契約の締結日において、JICAで役員を経験した者が再就職していること、又はJICAで課長相当職以上の職を経験した者が役員等(注)として再就職していること

注) 役員等とは、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含みます。

イ. JICAとの間の取引高が総売上又は事業収入の3分の1以上を占めていること

(2) 公表する情報

契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約相手方の氏名・住所、契約金額とあわせ、次に掲げる情報を公表します。

ア. 対象となる再就職者の人数、再就職先での現在の職名、JICAでの最終職名（氏名は公表しない。）

イ. 契約相手方の直近の財務諸表におけるJICAとの取引高

ウ. 総売上高又は事業収入に占めるJICAとの間の取引割合

エ. 一者応札又は応募である場合はその旨

(3) JICAの役職員経験者の有無の確認日

(4) 情報の提供

契約締結日から1ヶ月以内に、所定の様式にて必要な情報を提供頂くことになります。

8 資金協力本体事業等への推薦・排除

本件業務に基づき実施される資金協力本体事業等については、利益相反の排除を目的として、本体事業等への参加が制限されます。また、無償資金協力を想定した協力準備調査については、本体事業の設計・施工監理（調達管理を含む。）コンサルタントとして、機構が先方政府実施機関に推薦することとしています。

（以下、各項目の（ ）に○を付したものが、指示内容です。）

（ ）本件業務は、無償資金協力事業を想定した協力準備調査に当たります。したがって、本件事業実施に際して、以下のとおり取り扱われます。

1. 本件業務の受注者は、本業務の結果に基づき当機構による無償資金協力が実施される場合は、設計・施工監理（調達補助を含む。）コンサルタントとして、機構が先方政府実施機関に推薦します。ただし、受注者が無償資金協力を実施する交換公文（E／N）に規定される日本法人であることを条件とします。

本件業務の競争に参加する者は、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン（2016年10月）」に示されている様式5（日本法人確認調書）をプロポーザルに添付して提出してください。ただし、同調書は本体事業の契約条件の有無を確認するもので、本件業務に対する競争参加の資格要件ではありません。

2. 本件業務の受注者（JV構成員及び補強として業務従事者を提供している社の他、業務従事者個人を含む。）及びその親会社／子会社等は、本業務（協力準備調査）の結果に基づき当機構による無償資金協力が実施される場合は、設計・施工監理（調達補助を含む。）以外の役務及び財の調達から排除されます。

- () 本件業務は、有償資金協力事業に係る詳細設計業務を含みます。したがって、本件業務の受注者（JV構員及び補強として業務従事者を提供している社を含む。）及びその関連会社／系列会社（親会社／子会社等を含む。）は、本業務の結果に基づき当機構による有償資金協力が実施される場合は、施工監理（調達補助を含む。）以外の役務（審査、評価を含む。）及び材の調達から排除されます。
- () 本件業務は、フォローアップ事業に係る詳細設計業務を含みます。したがって、本件業務の受注者（JV構員及び補強として業務従事者を提供している社を含む。）及びその親会社／子会社等は、本業務の結果に基づき当機構がフォローアップ事業を実施する場合は、施工監理（調達補助を含む。）以外の役務及び財の調達から排除されます。

9 案件の延期又は中止について

治安の急変等により案件が延期又は中止になることがありますので、予めご留意ください。

以上

プロポーザル評価表
ブータン国全国総合開発計画2030策定プロジェクト

評価項目	配点	
1. コンサルタント等の法人としての経験・能力	(10.00)	
(1) 類似業務の経験	6.00	
(2) 業務実施上のバックアップ体制等	4.00	
2. 業務の実施方針等	(40.00)	
(1) 業務実施の基本方針の的確性	16.00	
(2) 業務実施の方法の具体性、現実性等	18.00	
(3) 要員計画等の妥当性	6.00	
(4) その他（実施設計・施工監理体制）		
3. 業務従事予定者の経験・能力	(50.00)	
(1) 業務主任者の経験・能力／ 業務管理グループの評価	(26.00)	
①業務主任者の経験・能力 総括／国土開発計画①	(26.00)	(11.00)
ア) 類似業務の経験	10.00	4.00
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	3.00	1.00
ウ) 語学力	4.00	2.00
エ) 業務主任者等としての経験	5.00	2.00
オ) その他学位、資格等	4.00	2.00
②副業務主任者	(—)	(11.00)
カ) 類似業務の経験	—	4.00
キ) 対象国又は同類似地域での業務経験	—	1.00
ク) 語学力	—	2.00
ケ) 業務主任者等としての経験	—	2.00
コ) その他学位、資格等	—	2.00
③体制、プレゼンテーション	(—)	(4.00)
サ) 業務主任者等によるプレゼンテーション		
シ) 業務管理体制	—	4.00
(2) 業務従事者の経験・能力： 社会調査分析	(12.00)	
ア) 類似業務の経験	6.00	
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	1.00	
ウ) 語学力	2.00	
エ) その他学位、資格等	3.00	
(3) 業務従事者の経験・能力： 農村開発計画/過疎対策	(12.00)	
ア) 類似業務の経験	8.00	
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等	4.00	
(4) 業務従事者の経験・能力：	(—)	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
(5) 業務従事者の経験・能力：	(—)	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
総合評点	[100.00]	

第2 業務の目的・内容に関する事項

1. プロジェクトの背景

ブータン王国では農村と都市とをバランス良く開発することを目標に掲げているが、近年は若年層を中心に、国土東部・南部の農村部から首都ティンプーや国際空港のあるパロ等の都市部へと人口の流出が発生している。統計的にも、直近5年間の都市人口増加率が3%台であるのに対し、国全体では1%台であることから農村部の人口減少が予測されている。

ブータン国内には様々な地域間格差があり、都市部では貧困者比率が1.7%であるのに対し農村部では39.9%、特に東部や南部では50%を超える地域もある。また、ブータン政府が国づくりの目標とする幸福度向上に関して、幸福度指数は、都市部と農村部では、2010年の第二回国民総幸福量調査(都市部:0.786、農村部:0.715)、2015年の第三回(都市部:0.811、農村部:0.731)共に都市部の方が高い結果となっており、このような地域間格差が人口移動の一因となっていることは想像に難くない状況である。

人口移動の結果、農村部では若い働き手が減少し、休耕地の拡大や公共サービスの担い手が不足する等の問題が生じている。また、農業以外の産業が未発達なブータンにおいては都市部に十分な雇用がなく、若年層の失業が社会問題となりつつある。このような人口移動と地域間格差に伴う諸問題を解決していくためには全国レベルでの包括的な開発計画により農村と都市とのバランスのとれた開発を行うことが必要であるとブータン政府は考え、包括的な全国総合開発計画策定経験を有する我が国の支援を得るべく技術協力プロジェクトの要請に至った。

JICAは本プロジェクトの実施にあたり、プロジェクト対象範囲、支援の枠組み等をブータン側実施機関と確認し、2016年9月30日に討議議事録(以下、「R/D」)の署名を行った。

本プロジェクトは同R/Dに基づき、2030年を目標年次とするブータン全国総合開発計画の策定支援及び同計画の実施枠組み策定を目指して技術協力を行うものである。

2. プロジェクトの目的

(1) プロジェクトの目的

本事業は、ブータン王国において、全国総合開発計画を作成することにより、都市と地方間のバランスの良い開発が促進され、同国において国民総幸福量(GNH)が最大化されることに寄与する。

(2) 期待される成果

- 1) 2030年目標年次とするブータン全国総合開発計画の策定
- 2) 全国総合開発計画の実施枠組みが策定される

(3) 受益者

ブータン国民(774,830人、世銀 2015)

(4) 実施機関(カウンターパート機関)

公共事業・定住省定住局

(英文: Department of Human Settlement, Ministry of Works and Human Settlement)

3. プロジェクトの対象地域

計画策定対象地域は、ブータン王国全土（38,394Km²）とする。また、調査対象地域（情報収集・分析対象地域）は、インドを初めとするブータン王国周辺国（特にブータン国境から港までの経路及び周辺地域）も含むこととする。

4. 業務の範囲

2016年9月に署名されたR/Dに基づく開発計画調査型技術協力として、本業務受注コンサルタント（以下「コンサルタント」とする）は「2. プロジェクトの目的」を達成するために「5. 業務実施上の留意点」を踏まえつつ、「6. 業務の内容」に示す事項を実施し、「7. 成果品等」に示す報告書等を作成する。

5. 業務実施上の留意点

（1）本プロジェクトの作業段階

本プロジェクトは国土レベルの計画を策定するため、ブータン側の多くの政府機関が関係する形となり、計画作成の手戻りが出ないためにも、各段階でステアリングコミッティを開催し、ブータン側と十分な合意形成を図る必要がある。ブータン側の合意形成に時間を要する場合も考えられ、各段階のプログレスレポート提出からブータン側合意取り付けまでは、少なくとも1ヶ月程度の期間を見込んだ上で、作業工程を提案すること。なお、現時点で想定している合意形成が必要な段階としては、以下を想定している。日常からの関係機関との意思疎通に加えて、必要があればステアリングコミッティを追加開催し、十分な意思疎通を図るものとする。

1) インセプションレポート提出時の合意事項

- ・調査工程と調査内容

2) プログレスレポート1提出時の合意事項

- ・現状分析結果（郡別人口動態、各種施設配置、産業立地、土地利用、他）
- ・計画フレーム（2035年までの国全体の人口及びGDP）

3) プログレスレポート2提出時の合意事項

- ・開発ビジョン及び開発シナリオ
- ・国土の基本的空間構造（一極集中、多極分散等の国土構造モデル）

4) プログレスレポート3提出時の合意事項

- ・国土利用計画図（用途地域）
- ・各郡（全205郡）の計画人口
- ・各拠点（県都や郡都と言った人口集積地）に立地すべき施設（学校、病院、商業施設）

5) ドラフトファイルレポート提出時

- ・セクター別（産業、農業・過疎対策、交通）開発指針
- ・計画実現に向けた提言（組織、制度面の枠組み）

(2) ブータンの国土状況の見える化

本プロジェクトの成果は、ブータンの国家レベルの空間計画となることもあり、同国の政策や計画、国民生活に対しての影響が大きく、都市・地域レベルのマスタープラン案件以上に計画の各段階におけるブータン側との合意形成が重要である。中でも、国土の現状と課題という計画の前提となる事象について、認識の一致を図ることは計画作成にあたり重要であり、認識の共有を容易にするためにも、GISを用いて国土の見える化を図る必要がある。具体的には以下について、見える化を図ることを想定しているが、調査開始後にブータン側と協議・確認し、見える化を図る項目について確定することとする。なお、本調査の中で作成する土地利用現状を除けば、計画策定に必要となる各種統計等の一次データはほぼ取得されている、もしくは取得予定であり、本調査内でのデータ収集は不要である。

- ・ 土地利用（居住可能地と不可能地、居住地・農地・森林といった現状の土地利用）
- ・ 人口動態（郡別の人口増減、年齢構成比、男女比、等）
- ・ 施設立地（学校、病院、役所、郵便局、銀行、大規模商業施設、娯楽施設、等）
- ・ 産業立地（水力発電所、鉱山、観光資源、一定規模以上の事業所、等）
- ・ インフラ（道路、空港、備蓄施設、等）
- ・ 社会指標（郡別貧困人口比率、県別幸福度、等）
- ・ その他（国立公園・自然保護区、特産品、災害発生箇所、等）

(3) 全国総合開発計画の内容等

1) 全国総合開発計画の内容

ブータン政府ではセクター別にマスタープラン等が作成されているが、お互いに平仄が取れていない場合が多い。その問題を解決するために、本調査では、ブータンの空間計画の基礎となる包括的マスタープランを策定するものである。マスタープランの最終成果としては、以下のとおりである。

- ・ 国土空間構造図（人口集積拠点の特定、開発核の設定等のポンチ絵）
- ・ 国土利用計画図（都市、農業、森林、自然保護等の用途で全国土を分類）
- ・ 主要施設立地計画（基幹交通インフラ、主要政府施設、産業立地等）
- ・ 拠点別施設立地計画（各人口集積拠点に立地させるべき施設の特定）
- ・ 産業開発、農村開発/過疎対策、交通インフラのセクター別開発指針

2) 想定される活用方法

ブータン政府は、本プロジェクトで策定する計画を国民総幸福量委員会（Gross National Happiness Commission、ブータンにおける上位官庁、旧計画委員会、上位官庁で予算の配分権限を有する）で承認し、五ヶ年計画を初めとする国家計画の一部（具体的には空間計画に関連する部分）として活用していく意向である。そのため、本プロジェクトでの成果品の体裁については、プロジェクト終了後の活用方法を念頭におきつつ、ブータン政府（特に公共事業・定住省、国民総幸福量委員会）と十分に協議・確認を行うこと。

(4) 実施体制

1) ステアリングコミッティ

本プロジェクトでは、調査方針・内容を議論、確認し、意思決定を行う場として、国民総幸福量委員会次官を議長とするステアリングコミッティを設置す

る。構成メンバーは、公共事業・定住省、経済省、内務文化省、農業森林省をはじめとする中央政府機関の次官にて構成されることを実施機関とR/Dで確認している。プロジェクトの進捗に応じて、構成メンバー（諮問メンバー含む）を変更する必要性が認められる場合は、実施機関及びJICAにメンバーの変更を提案し、プロジェクトを円滑に実施するための体制確保に努めること。なお、ステアリングコミッティは各報告書の検討段階での開催を想定する（全五回）。

2) ワーキンググループ

本プロジェクトでは、現状分析や計画策定等の一連のプロジェクト活動を協働するワーキンググループを設置する。ワーキンググループは、中央政府の関係21部局から構成される（現時点で想定されるワーキンググループの構成メンバーはR/Dに記載のとおり）。コンサルタントは、プロジェクト開始後、ブータン側と技術ワーキンググループの構成メンバー、運営方法、役割分担等につき協議の上で最終的な実施体制を確定すること。なお、一連の計画策定プロセスを通じてブータン側への計画策定技術移転を行うことを求められていることも念頭におきつつ、コンサルタントはプロポーザルにてワーキンググループとの協働方法、役割分担等について可能な限り具体的な提案を行うこと。

3) 事務局（コアメンバー）

本プロジェクトでは、ステアリングコミッティ、ワーキンググループのメンバーが多岐に渡るため、プロジェクト実施に必要となる関係機関との調整を初めとする、プロジェクト実施に関するロジ面の業務を行う主体として、事務局（R/D上はコアメンバー）を設置している。事務局の構成員として、公共事業・定住省定住局の職員が指名されている。調査団の執務室（15名程度が同時に執務可能）も、同省内に確保されている。

（5）国土空間構造図作成にあたっての留意事項

1) 多面的な検討

ブータン政府は、均衡ある国土の発展、具体的には農村と都市、西部と東部の均衡ある発展を志向している。一方で、現実には国土西部の都市部への人口集積が進んでおり、その傾向に対し方向転換を図ることは難しく、そのことがブータン国民にとって良い選択なのかも分からぬ。そのため、国土構造（人口集積・開発拠点の設定）を検討するにあたっては、第三者的視点から見て現実的な案をそれぞれの長短所について整理した上で、複数案提示すること。

2) ブータン側の意思の尊重

複数案を提示した上で、ステアリングコミッティに諮り、最終的に一案に絞り込むプロセスを踏むことを想定している。この意思決定は、ブータン国の方の根幹に関わるものであり、ブータン側の意思を最優先することとし、調査団として特定の結論への誘導は行わないこと。

（6）国土利用計画策定にあたっての留意事項

1) 開発適地の特定

実施機関は、ブータン政府の急峻な地形により開発適地（居住や農業利用が可能な土地）が国土の約6%（60万エーカー、約2,400km²）に限られており、その約8割については既に開発済となっており、限られた開発適地を最大限有

効活用することが必要な状況との認識を持っている。一方で、開発適地拡大の希望を有しており、本調査では衛星画像や地形情報（DEM）をもとに、居住地や農地として開発可能な、一定規模以上の緩傾斜地等を特定し、交通アクセスや標高等を勘案して、開発適地の割り出しを行うこと。

2) 既存土地利用及び各種土地利用規制の尊重

国土利用計画を作成するにあたって、衛星画像より判別できる範囲で土地利用の現状を把握し、計画を策定するにあたっては土地利用現況を尊重すること。また、国立公園や自然保護区といった既存の土地利用規制、セクター別に定められている土地利用計画についてレビューの上で、現状の規制や計画を尊重した計画とすること。

3) 防災面での配慮

ブータン国内では、地震や風水害（洪水や土砂災害）の発生が確認されており、急峻な地形と相まって災害リスクの高い国となっている。地震リスクを検討するにあたり関連するデータについては、米国地質調査所（USGS : United States Geological Survey）が実施した地質データのみ、風水害については国内河川の30ヶ所に水量観測所が設置されている。これら限られた既存情報で分かれる範囲で、災害リスクの高い箇所を特定し、そのリスク情報を考量の上で国土利用計画を策定すること。

4) 縮尺および用途区分

国土利用計画図の縮尺について定められている基準等は存在しない。そのため、詳細計画調査団はブータン政府との協議において、国土利用計画図は1:25,000の縮尺で作成することについて暫定的に合意している。一方で用途分類については、ブータンにおける各分野（都市計画、農業等）の土地利用用途分類をベースに、本格調査開始後にブータン政府関係機関と協議の上で確定すること。

（7）人口集積・開発拠点整備計画のイメージ

国土空間構造図で人口集積・開発していくべきと特定された各拠点について、具体的にどういった施設（各種学校、医療施設、産業拠点等）を立地させるかを計画する。なお、立地を検討するにあたっては、過疎対策に有効と言う点を優先し計画を策定した後に、各セクターの開発計画の関連部分と擦りあわせを行う手順を想定している。整備計画の対象拠点数としては、主要都市（ティンプー・パロ都市圏、東部、南部に一箇所ずつ程度、人口5万人以上の集積）、中核都市（各県に一箇所ずつ程度、人口5,000～10,000人程度の集積）、地区拠点（全205郡のうち半数程度、人口500～1,000人程度）を想定している。

（8）国家五ヶ年計画との整合性

本調査とほぼ同じタイミングで、ブータン政府の国家運営の基本計画である第12五ヶ年計画（2018年～2023年、2018年秋頃にリリース見込）の策定が進んでいる。同計画は国民総幸福量委員会にて作成されており、第12次五ヶ年計画では、五ヶ年計画としては初めて空間計画的な要素が取り入れられる予定であり、本調査から同計画へのインプットも期待されている。そのためにも、計画フレームやブータンの国レベルの空間計画の課題について、同計画の策定母体である国民総幸福量委員会

と密にコミュニケーションを取り、整合性あるものとなるよう留意すること。

(9) セクター別開発指針の提案方法

1) 対象範囲

国土開発計画は多岐分野にわたるが、詳細計画策定調査時の協議により、セクター別の開発指針を作成するのは、国土の空間構造上の課題と密接に関係すると想定される、①交通インフラ整備、②産業開発（水力発電、観光、鉱業、中小企業）、③農村開発/過疎対策の3分野に絞ることで合意している。そのうち、①と②については、空間計画と関係するもの（産業開発の場合は産業開発立地とその実現に向けた方策の提案）に留め、③については空間計画に限らず、都市と農村との間の経済・社会並びに幸福度の格差是正を通して、農村から都市への人口移動を緩和するために有効な施策を提案することで、ブータン政府と合意している。

セクター別指針については、ゼロから作業をするのではなく、作成済の国土利用計画や人口集積・開発拠点整備計画を実現するために、必要な施策を抽出するといったイメージを想定している。

2) 実現可能性を高める工夫

セクター別指針を策定する際には、各々の指針の実現に必要となる、①予算（政策実施に必要な予算、資金調達計画等）、②制度（政策を実現するために必要とされる法体系等）、③体制（関係機関の特定と意思決定等の調整メカニズム、求められる組織・人材の能力）の各面について考察を行い、指針実施に当たって克服しなくてはならない課題について、現実的な対応策を検討する。また、以下「(10) 環境社会配慮／パブリックコンサルテーション」でも記載のとおり、国土開発計画に基づく施策の実施に影響を与えるステークホルダーをプロジェクトの初期に特定し、計画策定段階での適切な情報開示及び積極的な意見交換を行うことも有効な手立てであることから実現可能性を高めるひとつのアプローチとして活用すること。

(10) 環境社会配慮／パブリックコンサルテーション

1) 戦略的環境アセスメント（SEA）の実施

本プロジェクトにおいては、「JICA環境社会配慮ガイドライン（2010年4月）」に則り、戦略的環境アセスメント（Strategic Environmental Assessment：以下、「SEA」）を実施する。具体的には、スコーピング（政策、計画、プログラム等の意思決定にあたり極めて重要な環境社会項目とその評価方法を明らかにすること）を実施した上で、開発ビジョン、国土構造図、計画フレームワークの設定において、複数の代替案を検討し、環境社会的側面の影響を含む比較検討を行う。SEAの実施にあたっては、TORを策定の上で、SEA制度の所掌機関である国家環境委員会（National Environmental Commission）との協議、同会からの認可が必要とされている。本件がブータンでSEAが適用される第一号案件となっており、同委員会からの認可に時間を要する可能性があるため、プロジェクト開始後、速やかに事業実施機関とTORを協議し、早期に同会へTOR案を提出すること。

詳細計画で確認した情報に基づき、ブータン王国の環境社会配慮に係る制度

や関連法規を確認し、環境社会配慮を所掌する機関とも調整を行ながら、適切な手続きを踏むこと。

2) SEAの適用方針

環境社会配慮に関して想定される主な調査項目は次のとおりだが、コンサルタントは、本プロジェクトで提案する計画が今後のブータン王国の開発の基本戦略文書となる、第12次五ヶ年計画や国家ビジョンのベースとなることを踏まえ、本プロジェクトにふさわしいSEAの適用方針（内容・方法（ステークホルダー会議の対象範囲も含む）・スケジュール等）をプロポーザルで提案すること。その際には本プロジェクトの全体工程として24か月が想定されていることを念頭におくとともに、日本側のみならずブータン側の体制やリソースも十分に考慮し、効果的・効率的・現実的な提案を行うこと。

（想定される調査項目）

- ① スコーリングの実施
- ② ベースラインとなる環境社会の状況（土地利用、自然環境、先住民族の生活区域、伝統文化保全、社会経済状況等）の確認
- ③ 相手国側の環境社会配慮制度・組織の確認
 - ア）環境社会配慮（環境影響評価、住民移転、住民参加、情報公開等）に関する法令や基準等
 - イ）「国際協力機構 環境社会配慮ガイドライン」（2010年4月）との乖離
 - ウ）関係機関の概要
- ④ 影響の予測
- ⑤ 影響の評価及び代替案（ゼロオプションを含む）の比較検討（Policy, Plan and Programレベル）
- ⑥ 緩和策（回避・最小化・代償）の検討
- ⑦ ステークホルダー協議の開催支援

3) 多様なステークホルダーの参加

本プロジェクトで提案する計画の実効性を高めるためには、計画の策定過程において、多様な関係者の意見を聴取し、計画に反映させることが肝要である。特に、女性や貧困層等、一般的に社会的な弱者とされる住民の意見も適切に計画に反映できるよう配慮を行うこと。コンサルタントはプロポーザルにて、パブリックコンサルテーションの実施方法を具体的に提案すること。

（11）事業広報

1) 広報媒体

プロジェクト実施期間中は、広報媒体（ブータン政府のウェブサイト、広報等）や新聞等を通じて、開示が適当と考えられるプロジェクトの情報を発信する。また、コンサルタントは本プロジェクトで策定する計画内容の広報を目的とするパンフレット（目指す国家像のイメージ図を含む）を作成（詳細は「7. 成果品等」を参照）する。パンフレットについては、計画内容についてブータン国民に広く周知することを目的に、中学校の授業の一コマで利用する、家庭に配布すると言った用途を想定している。

2) ブータン国内でのセミナー

ファイナルレポート提出後に、ブータン政府関係者を対象に、成果品内容の周知することを目的に、セミナーを開催することを想定している。時間は1日、聴衆は100名程度、会場はティンプー市内のホテル、調査団総括によるプレゼンを想定しており、準備も含めて必要な経費をプロポーザルで計上すること。

3) 日本国内でのセミナー

ファイナルレポート作成後に、本調査の成果およびJICAとして初の国土計画案件実施から得られた経験を周知することを目的に、セミナーを開催することを想定している。時間は半日、聴衆は200名程度（都市開発を初めとする開発協力関係者を想定）、会場はJICA研究所の国際会議場（会場借り上げ費は無料）、調査団総括によるプレゼンを想定しており、準備も含めて必要な経費をプロポーザルで計上すること。

また、上記1)に述べるパンフレット以外の広報媒体の作成を想定する場合にはその内容について具体的に提案すること。なお、印刷・製本が必要になる場合には、その経費を成果品作成費としてパンフレット作成に要する費用とともに本見積に含むこと。

(12) 技術移転（能力強化）

実施機関は本プロジェクトでの計画策定プロセスを通じ、国土計画策定手法にかかる技術移転を望んでいる。そのため、本プロジェクトでは「(2) 実施体制」に述べたワーキンググループを設置し、コンサルタントチームと協働する体制を組むこととしている。コンサルタントは実施機関との協働作業を通じ、国土の現状把握方法、計画フレーム策定方法、国土の基本的空間構造や国土利用計画、施設立地計画の作成方法・考え方等について、OJTを通じて技術移転を行うこと。

(13) 本邦研修

本プロジェクトでは、日本における国土開発の事例（筑波学園都市等、国のイニシアティブにより新たな都市的集積が形成された箇所）、過疎対策に成功した自治体（島根県海士町等）等の視察を通じて、ブータンが直面する国土計画上の課題（農村部の衰退等）に対する対応策のイメージ共有を図ることを目的に、調査期間前半（2017年度上半期を想定）にカウンターパート研修を3回実施する。具体的には、ステアリングコミッティメンバーを対象とした研修を一回（1週間、10名）、ワーキンググループメンバーを対象とした研修を二回（各2週間、各15名）実施することとしている。

コンサルタントはプロポーザルにおいて現時点で想定する、日程、研修先、研修内容をその理由とともに提案すること。実施時期は、業務開始後早期にブータン側と調整し、確定することとする。

本邦研修は、「コンサルタント等契約における研修実施ガイドライン（2016年6月版）」に基づき実施する。研修に関する業務は、「受入」「研修実施」「研修監理」の3つに分類されるが、コンサルタントは、「研修実施」のみを実施することとし、「受入」及び「研修監理」は、JICAが実施する。コンサルタントは「研修実施」に要する経費のみを本見積りに含んで提案すること。

(14) 既存資料の有効活用

国レベルの計画ということもあり、計画策定に必要となるデータの多くは揃っており、土地利用現状の把握を除けば、調査内で大規模な一次データ取得は想定していない。主要データの取得状況、取得予定は以下のとおりであるが（他のデータ取得状況は、詳細計画策定調査報告書を参照のこと）、一部データについては調査開始後しばらくしてから入手可能となるため、そのことも踏まえて調査工程を提案すること。

- ・第三回幸福量調査：都市・農村間と地域間の幸福量比較分析に使用、即時入手可
- ・人口センサス：郡別の人口動態予測に利用、2017年5月頃に入手可能
- ・鉱物ポテンシャル：産業立地に利用、JICAにて実施予定の鉱物M/P調査でデータ取得、2017年上半期入手可能
- ・第11次五ヶ年計画：計画フレーム作成等に活用、即時入手可
- ・水力発電開発計画：計画フレーム作成等に活用、即時入手可（データは古い）

(15) 我が国及び他ドナーの協力可能性

本プロジェクトにて提案される事業の実施にあたっては、他ドナーによる資金協力及び民間企業の資金活用も見込まれるため、ブータン王国で活動する他ドナー等に対してはJICA（現地事務所含む）とも相談しつつ積極的な情報共有を行うこと。また、本プロジェクトにて提案される各種事業や実施体制整備に関し、我が国の資金協力、技術協力による支援可能性があるものについては、適宜、JICAに提案し意見交換を行うこと。

(16) ジェンダー・貧困削減

計画策定に先立ち、現状分析を行う際には、都市開発におけるニーズが性別や所得階層等により異なる可能性があることを念頭に置き、可能な限り男女別、所得階層別等、多様な切り口で統計データにあたるよう努めること。また、ステークホルダーミーティング等を実施する際には、女性を含む多様な関係者が参加かつ意見を述べられるよう配慮すること。

(17) GISデータ基盤構築および国土利用現況図作成の再委託先

これら業務については再委託での実施を想定しているが、詳細計画策定調査の結果、ブータン国内には候補となる再委託先がないことを確認している。そのため、再委託先については、日本国内で確保することとする。

6. 業務の内容

コンサルタントは以下の業務を実施する。なお、プロポーザルにおいて以下と異なる工程、業務内容を提案することも可能とするが、その場合には理由を明記すること。

6-1. 事前準備（国内作業）

(1) 関連資料及び情報の収集・整理・分析等

既存資料及び情報を収集・整理し、分析を行うとともに、プロジェクトの活動内容及びスケジュール詳細を検討する。

(2) インセプションレポートの作成

- 1) 調査の実施方針、実施体制、詳細な業務計画（工程）等を検討し、インセプションレポートに取りまとめる。
- 2) インセプションレポートの内容をJICAに説明し、承認を得る。

6-2. 実施体制の構築及びインセプションレポートの説明

(1) プロジェクト実施体制の構築

- 1) R/Dで確認されている先方政府の責任分担事項を再確認する。
- 2) ステアリングコミッティ及びワーキンググループの運営方法、カウンターパート配置と役割分担等、プロジェクト実施体制の構築に必要な事項を確認する。
- 3) プロジェクト実施に必要となる調査用資機材の内容、仕様を確認する。

(2) インセプションレポートの説明・協議

- 1) インセプションレポートに基づきブータン関係機関にプロジェクトの実施内容、アウトプットのイメージ等につき説明し、協議の上で必要に応じて修正を行う。
- 2) 本プロジェクトで提案する都市開発マスターplanに含めるべき計画内容を再確認する。
- 3) ステアリングコミッティを開催し、インセプションレポートの内容につき基本了解を得る。

6-3. GISデータ基盤の構築

本プロジェクトで利用するGISデータ基盤について、以下のとおり構築するものとする。なお、本業務は再委託契約（日本国内）による実施を想定している。本件の再委託費用については、本見積に含むこと。また、1) の衛星画像および3) のDEMデータは、本業務に適切と考えられるものを購入し、本見積もりに含めること。

- 1) ブータン全土をカバーする衛星画像の調達（カラー、2年以内に撮影されたオルソフォト、縮尺1/25,000の国土利用現況図を作成するのに必要な分解能を有すること、参考銘柄：SPOT6/7）
- 2) 衛星画像の色調の統一
- 3) ブータン全土をカバーするDEM（数値標高モデル）データの調達（ピクセルが30mより細かなもの、参考銘柄：SPOT DEM (Elevation 30)、ASTER GDEM）
- 4) 衛星画像データとDEMデータの結合
- 5) GISデータ基盤の構築（Arc GISの基層レイヤーとして使用可能な状態にする、Arc GISについてはブータン政府各機関に完備されている）
- 6) Arc GIS上に行政界（県、郡）レイヤーを作成

6-4. ブータン王国の現況把握及び課題等の分析

(1) 対象地域の現況把握

以下について既存情報の収集・レビュー、関係者へのヒアリング等を行いブータン王国の現況を把握する。

- 1) 公共施設等の立地情報（学校、病院、役所、金融機関等）
- 2) 国レベルの人口統計
- 3) 地質、災害履歴（風水害と地震を想定）

- 4) 水資源、水利権（ないし利用状況）
- 5) マクロ経済情報（GDP、財政規模、貿易構造）
- 6) 主要産業立地
- 7) 水力発電所（開発中・計画中のものを含む）
- 8) 観光施設、観光資源、観光関係の統計（県別の観光客数等）
- 9) 交通インフラ（道路、航空）
- 10) 近隣国との交易経路、近隣国港湾までの物流状況
- 11) 県別の栽培農作物
- 12) 近隣国におけるブータン製品（含む農產品）需要
- 13) 郡別貧困率

（2）現況情報のGISへのデータ入力

上記で収集された情報（各種施設立地、産業立地、交通インフラ、観光資源）等について、6-3で作成されたGIS上で図化することとする。

（3）関連法制度、関連機関等の確認及び分析

- 1) 土地利用及び産業政策を中心に、本プロジェクトに関連する法制度、基準等を整理・分析する。
- 2) 本プロジェクトに関わる機関（ステアリングコミッティやワーキンググループの構成機関を想定）の役割（計画立案、実施、運営・維持管理等）、各機関の体制、事業実績、財政力（予算及び投資余力）等にかかる情報を収集・分析する。

（4）他ドナーの支援状況及び関連プロジェクトにかかる情報収集・整理

- 1) 他ドナーの支援状況、方針、支援規模を確認する。
- 2) 国家の基幹交通インフラ整備や水力発電等の大規模産業開発を中心とする関連プロジェクトについて、事業実施機関、事業進捗、事業規模、財源、課題等を確認する。

（5）国土利用現況図の作成

国土利用現状図について、以下のとおり作成するものとする。なお、以下工程のうち、2)と3)にかかる業務は再委託契約（日本国内）による実施を想定している。本件の再委託費用については、本見積に含むこと。

- 1) 現状図作成時における用途区分の設定（調査団にて区分案を作成し、ブータン側合意を取り付ける）
- 2) 居住可能地（開発適地）と居住不可能地の特定（標高、傾斜度等の数値的に仕分け可能な基準を設定の上で、Arc GISの機能を用いて自動的に仕分ける）
- 3) 居住可能地における国土利用現状図の作成（リモートセンシング技術を活用し森林や水面を自動判別する等、人力による作業量を極力減らすこと）

（6）幸福量の地域間格差の原因特定

2010年に実施した第二回国民総幸福量調査、2015年に実施した同第三回（サンプル率は総人口の1%強の約8,000）ともに、都市部と農村部、県間で幸福度の格差が出

ている状況である。この格差が農村から都市、東部から西部への人口移動の原因となっていると考えられ、その原因を特定し、国土計画上、適切な対策（例：健康が要因として大きいようであれば、過疎部への病院の設置）を取ることで人口移動を緩和するための有効な対策を提案できると推測している。

そのため、本プロジェクトでは第三回幸福量調査のデータ（幸福度を初めとする150強のパラメーターからなる）を解析し、幸福度の地域間格差に大きな影響を及ぼすパラメーター・要因を特定する。統計解析手法は、回帰分析、多変量解析等を想定しているが、具体的な手法についてはプロポーザルにて提案すること

（7）人口動態の把握・予測

2005年及び2016年の人口センサスデータ（全数調査）を分析し、郡（全205郡）別の人口実態について分析する。具体的には、郡別人口の増減（2005年比）、年齢構成（労働人口比率、平均年齢）、男女比といったデータをGIS上に落とし込み、ブータン全国の郡別人口動態が一目で分かる形とすることを想定している。また、2005年→2016年の人口増減を基に、2030年時点の郡別人口も算出し、GIS上で図化することとする。この場合の人口予測については、郡別となると郡ごとのサンプル数が多くないこと、社会増減の予測が一般的に困難なことより、トレンドモデルを想定しているが、他に適切な人口予測手法があれば、プロポーザルにて提案すること。

（8）国土計画上の防災面の留意点分析

（1）で収集された情報を基に、防災面で脆弱な地域（災害種としては地震と風水害を想定）、国土計画を策定していくにあたっての留意点を抽出する。

（9）計画フレームの設定

計画年次の5年後（2035年）までの計画フレームワーク（国全体の人口・GDP・国家財政規模・主に振興すべき産業等）の案を設定する。フレームについては、概ね5年ごと（2020年、2025年、2030年、2035年）の設定するものとする。

（10）環境社会配慮にかかる情報収集・整理

- 1) 特に戦略的環境アセスメント（SEA）を念頭におきつつ、環境社会配慮にかかる関連法規・制度のレビュー及び過去の事例等にかかる情報収集を行う。
- 2) 環境社会配慮に関する制度を所管する政府機関（国家環境委員会）の確認を得つつ、本プロジェクトにて配慮すべき環境影響評価項目の検討及び必要な手続き等を確認する。
- 3) 環境社会配慮項目にかかる現況把握（現地踏査含む）を行い、環境的、社会的に影響を受け得る主要関係者を特定した上で、SEAの具体的な実施方法等を検討し、国家環境委員会にTOR案を提出し、同委員会の承認を得る。

6－5. プログレスレポート1の作成、説明

（1）プログレスレポート1の作成

- 1) 前工程までの活動進捗及び次工程（6－6）の検討の方向性をプログレスレポート1として取りまとめる。
- 2) プログレスレポート1の内容をJICAに説明し、承認を得る。

(2) プログレスレポート1の説明・協議

- 1) プログレスレポート1に基づきブータン政府関係機関にプロジェクトの進捗状況や現状分析の結果等につき説明し、協議の上で必要に応じて修正を行う。
- 2) ステアリングコミッティを開催し、プログレスレポート1の内容につき基本了解を得るとともに、今後の計画の取りまとめの方向性について協議する。

6-6. 開発ビジョンと開発基本方針の設定

(1) 開発ビジョン案の策定

計画目標年次（2030年）においてブータン王国が目指すべき国家像、国土構造、国土利用、産業構造等について、ブータン側関係機関と協議し、開発ビジョン案を策定する。

(2) 国土空間構造の提示

国内の人口動態や、幸福量の地域間格差要因、過疎要因、開発適地の制約、国内交通網の状況を勘案して、複数の国土空間構造モデルを提示する。モデルとしては、多極型（国内に複数の主要都市）、一極型（ティンプー・パロ都市圏に集約）、分散型（都市的な集積を最小化し、農村部に人口が分散して配置）等、複数案を提示の上で、各モデルの長所短所を整理の上で、ブータン側関係機関に提示する。提示した案から一案に絞り込む意思決定については、ステアリングコミッティにより主導的に行われることを詳細計画策定調査時に確認しているが、調査団は必要に応じ議論の促進を支援すること。

(3) 人口集積・開発拠点の特定

設定した国土空間構造、既存の人口集積や各種施設立地、国家戦略や産業開発計画や開発適地の広さ等を分析し、人口集積・開発していく拠点を特定する。拠点のカテゴリーとしては、主要都市（ティンプー・パロ都市圏、東部、南部に一箇所ずつ程度、人口5万人以上の集積）、中核都市（各県に一箇所ずつ程度、人口5,000～10,000人程度の集積）、地区拠点（全205郡のうち半数程度、人口500～1,000人程度）を想定している。

(4) 国土利用計画の用途区分の設定

国土利用の現況分析等を踏まえ、国土利用の用途区分（都市、農村、森林、自然保護地域等）を検討し、実施機関や国家土地委員会（National Land Commission）等の関係機関と協議の上で、調査団にて案を作成する。

(5) 開発戦略・開発シナリオの検討と課題・対策の整理

上記の国土空間構造を具現化するための開発戦略と戦略を具現化するための開発シナリオを複数案検討し、各案に対する制約要因を取りまとめた上で、各要因への対策を整理する。

(6) 戰略的環境アセスメント（SEA）の実施

今までの工程で検討した開発ビジョン、国家空間構造、計画フレームワーク、国土利用の用途区分、開発戦略、開発シナリオの案についてSEAを実施し、ブー

タン側関係機関とも協議の上、採用すべき開発ビジョン、国家空間構造、計画フレームワーク、国土利用の用途区分、開発戦略、開発シナリオを確定する。なお、代替案の検討においては、ステークホルダー会議とパブリックコンサルテーション（国内3ヶ所程度）を実施する。パブリックコンサルテーションについては、現地語を話せる要員が必要となるため、会議のロジを含め現地再委託による実施を想定している。必要経費を別見積に含めること。

6-7. プログレスレポート2の作成及び協議

(1) プログレスレポート2の作成

- 1) プログレスレポート1作成後のプロジェクトの進捗を中心に前工程までの活動進捗をプログレスレポート2として取りまとめる。
- 2) プログレスレポート2の内容をJICAに説明し、承認を得る。

(2) プログレスレポート2の説明・協議

- 1) プログレスレポート2に基づきブータン関係機関にプロジェクトの進捗状況や現状分析の結果等につき説明し、協議の上で必要に応じて修正を行う。
- 2) ステアリングコミッティを開催し、プログレスレポート2の内容につき基本了解を得るとともに、今後の計画の取りまとめの方向性について協議する。

6-8. 国土利用計画図の策定

前工程までの作業に基づき、最低限、以下の内容を含む国土利用計画図を策定する。国土利用計画図は1/25,000で作成することで詳細計画策定時に合意しているが、縮尺や仕様については実施機関との協議により最終確定する。なお、国レベルの土地利用に関する用途区分のカテゴリーについては、ブータンでは統一されておらず（各セクターでばらばら）、土地利用現況や各セクターの既存用途区分を参考に、ブータン側と協議の上で、合意を得ることとする。

- (1) 開発適地（居住可能地）と居住不可能地の分類
- (2) 自然保護地域等の開発抑制地域の設定
- (3) 開発適地における用途区分

6-9. 人口集積・開発拠点整備計画の策定

幸福量調査の解析結果等を基に、主に地方部住民が必要としている・望んでいる施設を明らかにした上で、前工程までの作業に基づき、主要都市、中核都市、地区拠点に立地させるべき都市機能を特定の上で、最低限、以下の内容を含む人口集積・開発拠点整備計画を作成する。

- (1) 各主要都市に整備すべき都市機能、施設の特定（各都市の特性を踏まえ検討）
- (2) 各中核都市に整備すべき都市機能、施設の特定（各都市の特性を踏まえ検討）
- (3) 地区拠点に整備すべき都市機能、施設の特定（拠点ごとの分析せず、フォーマットを提示）
- (4) 拠点間を結ぶ交通インフラの特定（道路、空港）

6-10. プログレスレポート3の作成及び協議

(1) プログレスレポート3の作成

- 3) プログレスレポート2作成後のプロジェクトの進捗を中心に前工程までの活動

進捗をプログレスレポート3として取りまとめる。

- 4) プログレスレポート3の内容をJICAに説明し、承認を得る。
- (2) プログレスレポート3の説明・協議
 - 3) プログレスレポート3に基づきブータン関係機関にプロジェクトの進捗状況や現状分析の結果等につき説明し、協議の上で必要に応じて修正を行う。
 - 4) ステアリングコミッティを開催し、プログレスレポート3の内容につき基本的了解を得るとともに、今後の計画の取りまとめの方向性について協議する。

6-1-1. セクター別開発指針の策定

前工程までで提案された、国土利用計画、人口集積・開発拠点整備計画を実現していくにあたって、①交通分野、②産業開発分野（水力発電、鉱業、観光、中小企業に限定）、③農村開発/過疎対策において予測される課題を抽出し、課題を解決していくための開発指針を策定する。各開発指針には、最低限、以下の内容を含むこととする。

- (1) 各分野の現状及び計画実現に向けた課題
- (2) 課題解決のための開発方針
- (3) 優先事業リスト（概略事業費含む）

6-1-2. 全国総合開発計画の実現に向けた提言

全国総合開発計画で提案された計画に則って、事業実施を行っていくに当たって必要となる、①組織体制、②概略事業予算及び財源、③制度等の法的枠組みについて提案する。実現可能性を高めるためにも、既存の組織・予算・法制度を極力活用すること。また、我が国の累次にわたる国土開発計画、地域振興関連計画等の効果、実効性をレビューし、計画策定プロセス、体制、制度や実施メカニズム等、グッドプラクティスを分析した上で、ブータンへの適用を検討する。上記以外にも、事業実施に向けて必要な事項があれば、提案することとする。

6-1-3. ドラフト・ファイナルレポートの作成及び協議と広報

- (1) ドラフト・ファイナルレポートの作成
 - 1) 全ての活動成果を取りまとめたドラフト・ファイナルレポートを作成する。
 - 2) ドラフト・ファイナルレポートの内容をJICAに説明し、承認を得る。
- (2) ドラフト・ファイナルレポートの説明・協議
 - 1) ドラフト・ファイナルレポートの内容をブータン関係機関に説明し、協議の上で必要に応じて修正を行う。
 - 2) ステアリングコミッティを開催し、ドラフト・ファイナルレポートの内容につき了解を得る。
- (3) 都市開発マスタープランの広報
 - 1) プロジェクト内容を簡潔に纏めたパンフレットを作成する。また、ブータン側の実施機関が行う広報活動を支援する。

6-1-4. ファイナルレポートの作成

JICA及びブータン側関係機関からのコメントを反映した上で、ファイナルレポートを作成し、JICAに提出する。

6-15. 調査成果発信のためのセミナー開催

ファイナルレポート提出の前に、調査成果を発信するために、ブータン国内及び日本国内で各一回セミナーを開催する。

7. 成果品等

(1) 成果品

以下の成果品を作成しJICAに提出する。各報告書のブータン側関係機関への説明・協議にあたっては、事前にJICAに対し説明を行い、内容について了承を得ることとする。また、各報告書の内容についてJICAから修正の指示があった場合は、ブータン側関係機関への説明、協議前に対応する。

ブータン側への配布部数はR/Dにて合意済みであるが、必要部数の変更が必要となる場合は、ブータン側実施機関及びJICAに相談の上で調整する。

なお、本契約における最終成果品は、ファイナルレポートとする。

1) インセプションレポート (IC/R)

記載事項：業務実施に関する基本方針、方法、内容、実施体制、作業工程、等

提出時期：契約開始後10日以内

部 数：英文 30部（うち、ブータン政府へ25部）

形 式：簡易製本

電子データ：上記報告書のPDF（CD-ROM 2枚（うち、ブータン政府へ1枚））

2) プログレスレポート1 (PR/R1)

記載事項：提出までの活動結果

提出時期：契約開始後10ヶ月目を目途

部 数：英文 30部（うち、ブータン政府へ25部）、和文要約 7部

形 式：簡易製本

電子データ：上記報告書のPDF（CD-ROM 2枚（うち、ブータン政府へ1枚））

3) プログレスレポート2 (PR/R2)

記載事項：プログレスレポート提出後の活動を中心に提出時までの活動結果

提出時期：契約開始後14ヶ月目（2018年2月）を目途

部 数：英文 30部（うち、ブータン政府へ25部）、和文要約 7部

形 式：簡易製本

電子データ：上記報告書のPDF（CD-ROM 2枚（うち、ブータン政府へ1枚））

4) プログレスレポート3 (PR/R3)

記載事項：プログレスレポート提出後の活動を中心に提出時までの活動結果

提出時期：契約開始後18ヶ月目を目途

部 数：英文 30部（うち、ブータン政府へ25部）、和文要約 7部

形 式：簡易製本

電子データ：上記報告書のPDF（CD-ROM 2枚（うち、ブータン政府へ1枚））

5) ドラフト・ファイナルレポート (DF/R)

記載事項：プロジェクトの全体成果（案）

提出時期：契約開始後22ヶ月目を目途

部 数：英文 30部、英文要約30部（うち、ブータン政府へ各25部）、和文要約 7部

形 式：簡易製本

電子データ：上記報告書のPDF（CD-ROM 2枚（うち、ブータン政府へ1枚））

6) ファイナルレポート (F/R)

記載事項：プロジェクトの全体成果

提出時期：2018年12月中旬

部 数：英文 100部、英文要約 100部（うちブータン政府へ各95部）、和文要約 10部

形 式：製本

電子データ：上記報告書のPDF（CD-R 10部（うちブータン政府へ5部））

インセプションレポートを除く各レポートの巻頭には10ページ程度にとりまとめた要約を含める。また、ドラフト・ファイナルレポート及びファイナルレポートの体裁については各要約の冒頭にページの色を変えた調査結果の概要表を含める。

7) 広報用資料

・パンフレット

本プロジェクトの概要を取りまとめた広報資料（A4 4枚-8枚程度）を作成し、JICAに提出する。用途としては中学校での教材、家庭への配布を想定しており、写真、図説等を使用し、簡潔かつ明瞭なデザインにするとともに、文書も専門用語を使わない等、分かりやすいものとするようとする。

記載事項（例）：

- ① プロジェクト活動概要
- ② 対象地域概況（面積、人口、産業、社会状況等の基本情報）
- ③ プロジェクト成果・結果
- ④ 結論・提言

提出時期：ファイナルレポート提出時

部 数：英文 10,000部、電子データ（様式指定なし）

8) GISデータ

本業務にて先方機関と協議し合意した仕様に従って作成したGISデータをCD-ROM等適切な媒体に格納し2セット提出する（うち1セットはブータン政府）。

(2) その他の提出物

1) 議事録等

ブータン側関係機関との調整会議、各報告書説明・協議については、実施後、議事録（M/M）を策定し、JICAに速やかに提出する。特にステアリングコミッティの議事録については、ブータン側関係機関の確認を求め、署名を得た上で提出する。JICA及びコンサルタントが主催する関連会議・検討会における議題、出席者、質疑

内容等についても開催後5日程度のうちに議事録を作成しJICAに提出する。JICAブータン事務所における打合せについても、同様とする。

2) 業務計画書

本業務開始時に、業務実施方針等の計画書を作成し、JICAに提出する。

記載事項：共通仕様書の規定に基づく

提出時期：契約日から起算して10営業日以内

部 数：和文3部（簡易製本）、電子データ（様式指定なし）

3) 業務の状況・進捗等を確認するための書類

共通仕様書に定める提出書類を提出する。

4) 収集資料

本プロジェクトを通じて収集した資料及びデータは項目毎に整理し、可能な限り電子データにて収録し、収集資料リストを添付の上、JICAに提出する。

5) デジタル画像集

本プロジェクトを通じて記録した映像・写真をデジタル画像集として編集しJICAに提出する。デジタル画像集には、プロジェクトの全体像が把握できるよう、①対象サイトの現状が明確に把握できるもの（プロジェクトサイト、既存施設及び周辺の状況、地形等）、②類似案件の状況（先方政府、他ドナー等の実施した都市開発関連案件、過去に我が国が実施した案件等）、③現地の生活状況又はボトルネックの現状等を収めること。また、本プロジェクト実施後の変化を現況と比較することに用いることも念頭に置き、簡単なキャプションや撮影時の情報（撮影場所、撮影日等）を付した「デジタル画像記録表」を作成し、画像集に添付すること。画像集に収録された映像・写真的著作権は成果品の検査合格と同時にJICAに譲渡されるものとし、著作権がJICAに譲渡された部分の利用または改変については、コンサルタントはJICAに対して著作者人格権を行使しないものとする。

提出時期：ファイナルレポート提出時

部 数：CD-R 1枚（デジタル映像・画像50枚程度（画像はjpegファイル形式））

6) 機材台帳

資機材を取得する場合には、取得時にJICAの指定する様式（物品情報アップロードファイル）にて機材台帳を作成し、JICAブータン事務所長（写しを監督職員）に提出する。

7) 業務実施報告書

ファイナルレポート（調査結果を中心として記述）には記載されない業務実施上の工夫、技術移転の内容、提案された計画の具体化の見込み等について、記録として残しておくための報告書を作成し、契約履行期限内にJICAに提出する。

記載事項：

① ファイナルレポートの概要

② 活動内容（調査）

調査手法、調査内容等を業務フローチャートに沿って記述

③ 活動内容（技術移転）

現地セミナー・研修等、業務実施中に実施した技術移転の活動について記述

④ 業務実施運営上の課題・工夫・教訓（技術移転の工夫、現地活動体制等）

⑤ 今後の案件実施スケジュール（資金調達の見込み等）

⑥ 提案した計画の具体化に向けての提案

⑦ 添付資料

・業務フローチャート

・業務人月表

・研修員受入実績

・調査用資機材実績（引渡リスト、受領書（写）含む）

・会議記録等

・収集資料リスト

・その他プロジェクト活動実績

提出時期：業務終了時（契約履行期限内）

部 数：和文3部（簡易製本）

8) その他

上記の提出物のほかに、JICAが必要と認め、報告を求めたものについて提出する。

（3）成果品の仕様

インセプションレポート、インテリムレポート、ドラフト・ファイナルレポートは簡易製本とし、ファイナルレポートは製本とする。報告書類の印刷、電子化

（CD-ROM）については、「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン」に従う。

第3 業務実施上の条件

1. 業務の工程

2017年1月上旬より業務を開始し、2017年10月下旬を目途にプログレスレポート1を、2018年2月下旬を目途にプログレスレポート2を、2018年6月下旬を目途にプログレスレポート3を提出する。2018年10月下旬までにドラフト・ファイナルレポート、2018年12月中旬までにファイナルレポートを作成・提出する。

2. 業務量の目途及び業務従事者の構成分野

(1) 業務量の目途

総計 69.75 M/M

(2) 業務従事者の構成分野（案）

本プロジェクトには、下記に示す各分野を担当する団員が参加することを想定しているが、業務内容及び業務工程を考慮の上、現地のリソースの活用を含めてより適切な団員配置、担当分野があれば、理由とともにプロポーザルにて提案すること。ただし、その場合であっても上限は、上記業務量の目途で示されたM/Mとする。また、評価対象業務従事者について、本指示書に記載された格付目安を超える格付提案をコンサルタントが行うことも可とするが、その場合にはその理由及び人件費を含めた事業費全体の経費節減の工夫をプロポーザルに明記すること。

- 1) 総括／国土開発計画①（2号）
- 2) 国土利用計画（土地利用）
- 3) 社会調査分析（3号）
- 4) 経済分析／計画フレームワーク
- 5) 産業開発計画
- 6) 農村開発計画／過疎対策（3号）
- 7) 施設立地計画（都市機能／主要公共施設）
- 8) 交通計画
- 9) 環境社会配慮
- 10) 研修計画／国土開発計画②
- 11) 組織制度／法規制
- 12) 防災／気候変動対策
- 13) GIS／リモートセンシング

3. ブータン政府の便宜供与

2016年9月に署名したR/Dに基づくものとする。調査団の執務室については、15名程度が働くために十分なスペースが、公共事業・定住省内に確保済である。執務室には電気が通じているが、OA機器やインターネット設備は設置されておらず、必要となる機材は調査用資機材としてプロポーザルで提案すること。

4. 配布資料及び閲覧資料

(1) 配布資料

- ・ 詳細計画策定調査報告書（ドラフト）

- ・討議議事録（R/D）
- （2）公開資料（Web上で関係資料を閲覧可能）
- ・ブータン王国第11次五ヶ年計画（2013-2018）
<http://www.gnbc.gov.bt/wp-content/uploads/2011/04/Eleventh-Five-Year-Plan.pdf>
 - ・ブータン王国「Bhutan 2020: A Vision for Peace, Prosperity & Happiness」
<http://www.gnbc.gov.bt/2011/05/bhutan-2020-a-vision-for-peace-prosperity-happiness-2/>
 - ・世界銀行 World Development Indicator
<http://databank.worldbank.org/data/reports.aspx?source=2&country=BTN&series=&period=>
 - ・Royal Monetary Authority Annual Report(2014-2015)
<http://www.rma.org.bt/annualreporttp.jsp>
 - ・JICA「ブータン国 国内交通網に係る情報収集・確認調査報告書」（2014）
<http://libopac.jica.go.jp/images/report/P1000018550.html>
 - ・JICA「ブータン国 都市開発・都市環境に関する情報収集・確認調査ファイナル・レポート」（2014）
<http://libopac.jica.go.jp/images/report/P1000014868.html>

5. 機材の調達

1) 調査用資機材の調達

2016年9月に署名したR/D上で調査機材として調達することとなっている、A0版対応のカラープリンター・スキャナー複合機（ともに調査団にて調達）に加えて、業務遂行上、必要な機材がある場合には理由とともにプロポーザルにて提案すること。ただし、機材の調達を提案する場合、その総額は1,500万円を上限とし、費用は本見積に含めることとする。

2) 本プロジェクト終了時の取り扱い

調査用資機材は本プロジェクト終了時に公共事業・定住省に譲与することを想定する。コンサルタントは譲与する機材の決定やその手続きについて、事前にJICAに確認すること。

6. 現地及び国内再委託

本指示書中にある以下の業務については、当該業務について経験・知見を豊富に有する機関・コンサルタント・NGO等に再委託して実施することを認める。

- ・ GISデータ基盤構築（国内再委託、本見積に含める）
- ・ 土地利用現況図作成（国内再委託、本見積に含める）
- ・ パブリックコンサルテーション（現地再委託、別見積）

現地再委託にあっては、「コンサルタント等契約における現地再委託契約ガイドライン」に則り選定及び契約を行うこととし、委託業者の業務遂行に関しては、現地において適切な監督、指示を行うこと。

プロポーザルでは、可能な範囲で、現地再委託対象業務の実施方法と契約手続き（見積書による価格比較、入札等）、価格競争に参加を想定している現地業者の候補者名並びに現地再委託業務の監督・成果品の検査の方法等、具体的な提案を行う。なお、交通実態調査を再委託で実施する場合に要する経費は本見積とすること。

上記以外に再委託による実施が必要な業務があればプロポーザルにて本見積で提案すること。

7. その他の留意事項

(1) 国内支援委員会等

本プロジェクトに係る国内支援委員会は設置しないが、アドバイザーとして本邦学識者よりプロジェクト進捗に応じ、大所高所より助言を得る予定。

(2) 複数年度契約

本業務は、年度に跨る契約（複数年度契約）を締結することとし、年度を跨る現地作業及び国内作業を継続して実施することができる。経費の支出についても年度末に切れ目なく行えることとし、会計年度毎の精算は必要としない。

(3) プロジェクト用資機材の輸出管理

調査用資機材及び携行機材については、コンサルタントが輸出貿易管理令及び輸出に関するその他の法令により輸出申告書類として必要な許可書及び証明書の取得を要するか否かを確認し、JICAに対して所定の様式により報告する。

また、携行機材のうち、コンサルタントが本邦に持ち帰らないものであって、かつ輸出許可の取得を要するものについては、コンサルタントが必要な手続きを行う。

プロジェクト実施期間中の調査用資機材及び携行機材の管理については、コンサルタントが行い、プロジェクトの終了時にJICAと協議の上で、公共事業・定住省等に譲与するものとJICAブータン事務所で保管するものとに区分し、共通仕様書に基づき必要な手続きを行う。なお、公共事業・定住省等に譲与した場合、当該機関の長またはそれに準ずる者が署名した受領書はJICAブータン事務所長に提出する。

(4) 安全管理

現地作業期間中は安全管理に十分留意する。当地の治安状況については、JICAブータン事務所などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地作業の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行う。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、当地の治安状況、移動手段等について同事務所（及び支所）と緊密に連絡を取る様に留意する。また現地作業中における安全管理体制をプロポーザルに記載する。

また、現地業務に先立ち外務省「たびレジ」に渡航予定の業務従事者全員を登録する。

(5) 不正腐敗の防止

本調査の実施にあたっては、「JICA不正腐敗防止ガイドランス（2014年10月）」の趣

旨を念頭に業務を行うこと。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口またはJICA担当者に速やかに相談するものとする。

以 上

